

草津市職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川渉

草津市規則第21号

草津市職員の定年等に関する規則

草津市職員の定年等に関する規則（昭和60年草津市規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市職員の定年等に関する条例（昭和58年草津市条例第30号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、職員の定年の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年に達している者の任用）

第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の6第4項に規定する職員を除く。）の採用は、再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員として採用することをいう。次項において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職について定められていた定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職、国家公務員の職その他これらに準ずる職で市長が定めるものに就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

2 職員の他の職への異動（法第28条の6第4項に規定する職員となる異動は除く。）は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）において、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に異動する場合その他特別の事情による場合の異動および再任用としての異動については、この限りでない。

（勤務延長）

第3条 条例第4条に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

第4条 任命権者は、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合または同条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付するものとする。条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も同様とする。

2 勤務延長を行う場合または勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も同様とする。

第5条 任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合および勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

（辞令の交付）

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に当該任命権者が定める辞令を交付しなければならない。ただし、第1号または第6号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適當と認める場合は、当該辞令に代わる文書の交付その他適當な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合
- (7) 条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合
- (8) 条例第9条第1項から第4項までの規定により延長した異動期間の期限を繰り上げる場合
- (9) 条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長等における同意)

第7条 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合または他の管理監督職に降任等をする場合における条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

(勤務延長に関する報告)

第8条 任命権者は、定年に達した職員に係る勤務延長を行った場合はその状況を市長に報告しなければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第9条 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる特定管理監督職群の区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- (1) 保育所および幼保連携型認定こども園の特定管理監督職群 所長および園長
- (2) 幼稚園型認定こども園の特定管理監督職群 園長

(定年前再任用の原則)

第10条 条例第12条または第13条第1項の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）を行うにあたっては、法第13条に定める平等取扱いの原則および法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 条例第12条に規定する年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項および定年前再任用希望者の同意)

第11条 任命権者は、定年前再任用を行うにあたっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条および次条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第12条 条例第12条および第13条第1項に規定する規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 職員の行動評価または業績評価の実施権者による確認が行われた人事評価（地方公務員法第23条の人事評価をいう。）その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験または資格の有無その他職の職務遂行上必要な事項として任命権者が定めるもの

(定年前再任用に係る辞令の交付)

第13条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適當と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適當な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条または第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）が当然に退職する場合

(定年前再任用に関する報告)

第14条 任命権者は、前年度において定年前再任用短時間勤務職員を任用した場合はその状況を市長に報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(情報の提供および勤務の意思の確認における手続等)

第2条 定年および定年退職をすることとなる日の職員への周知その他草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正等する条例（令和4年草津市条例第27号。以下「令和4年改正条例」という。）による改正後の条例付則第5項に定める情報の提供および勤務の意思の確認に関する手続およびこの規則の円滑な実施のために必要な準備行為は、この規則の施

	<p>行の日前においても行うことができる。</p>	
2	<p>前項に規定する情報の提供は、次に掲げる情報（第1号、第3号および第4条に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される任用および給与に関する知の内容に関する情報に限る。）とする。</p> <p>(1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限ならびにこれらの特例に関する情報</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報</p> <p>(3) 年齢60年に達した日後における最初の4月1日における当該職員の給料月額及び給与に関する情報（前号に規定する定年前再任用短時間勤務職員に任用された場合も含む。）</p> <p>(4) 当該職員が年齢60年に達した日以後における最初の3月31日に退職した場合の退職手当の額および定年により退職をしたものと仮定した場合における退職手当の額（これらのいずれも非違によることなく退職をした場合に限る。）に関する情報</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める勤務条件その他任用に関する情報</p>	
3	<p>任命権者は、第1項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、次に掲げる事項に関する意思を確認するものとする。</p> <p>(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思</p> <p>(2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項に関する意思</p>	
4	<p>前項に規定する職員の勤務の意思については、当該職員における特定日（年齢60年に達した日以後における最初の4月1日）までの間において、任命権者が指定する日まで当該職員の実情において意思の変更を申し出ができるものとする。</p> <p>（勤務延長に関する経過措置）</p>	
	<p>第3条 条例第4条第2項の規定による期限の延長に関するこの規則の規定は、令和4年改正条例付則第2条第1項の規定による期限の延長について準用する。</p>	<p>（令和4年改正条例付則第2条第2項の規則で定める職および職員）</p> <p>第4条 令和4年改正条例付則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例による改正前の草津市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）とする。</p> <p>(1) 基準日以後に新たに設置された職</p> <p>(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職</p> <p>2 令和4年改正条例付則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。</p> <p>（令和4年改正条例付則第10条の規則で定める短時間勤務の職ならびに規則で定める者および定年前再任用短時間勤務職員）</p> <p>第5条 令和4年改正条例付則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日、令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（令和4年改正条例による改正後の草津市職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。</p>

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
 (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和4年改正条例付則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 令和4年改正条例付則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(暫定再任用職員の選考に用いる情報)

第6条 令和4年改正条例付則第3条から第6条までに規定する規則で定める情報は、これらの規定に規定するものに就いての次に掲げる情報とする。

- (1) 職員の行動評価または業績評価の実施権者による確認が行われた人事評価（地方公務員法第23条の人事評価をいう。）その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 (2) 暫定再任用（令和4年改正条例付則第3条第1項もしくは第2項、付則第4条第1項もしくは第2項、付則第5条第1項もしくは第2項または付則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験または資格の有無その他職の職務遂行上必要な事項として任命権者が定めるもの

(暫定再任用職員に関する辞令の交付)

第7条 任命権者は、暫定再任用職員に任用する場合、暫定再任用職員の任期を更新する場合または任期の満了により職員が当然退職する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、任期の満了により退職する場合において、辞令の交付によらないことを適當と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適當な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

2 令和4年改正条例付則第3条第5項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

(暫定再任用職員に関する報告)

第8条 任命権者は、暫定再任用職員を任用した場合においては、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
 (2) 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第22号

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の給与に関する規則（昭和40年草津市規則第12号の2）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第11条の7を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第23号

草津市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の単身赴任手当に関する規則（平成3年草津市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川涉

草津市規則第24号

草津市会計規則の一部を改正する規則

草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、農業委員会事務局ならびに西消防署」を「ならびに農業委員会事務局」に改める。

第15条第2項第2号中「および再交付手数料」を削る。

第17条第1項および同条第2項中「その通知書の領取日付けにより」を削る。

第22条第5項を削る。

第61条を次のように改める。

第61条 削除

第63条第5項を削る。

第91条第1項中「検査員証」の右に「（別記様式第30号）」を加える。

第97条第1項中「場合は、」の右に「その債権額と歳入の納入義務額を比較し、」を加える。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

別記様式第29号の次に次の1様式を加える。

様式第30号（第91条関係）

第_____号

所属 _____
職氏名 _____

会計検査員証

_____年____月____日交付

草津市長

印

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川涉

草津市規則第36号

草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則

（草津市医療費特別助成条例施行規則の一部改正）

第1条 草津市医療費特別助成条例施行規則（昭和53年草津市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

3 市長は、助成対象者または保護者の同意に基づき、公簿等により助成対象者が受給資格の要件を満たすことを確認できるときは、前項に定める更新の申請があつたものとみなすことができる。

別記様式第1号（その1）から別記様式第1号（その4）までの様式中

「

氏名		
----	--	--

」を

「

氏名	
----	--

」に

改め、「被保険者証等を提示し被保険者等であることの確認を受ける際に、」および「添えて」を削る。

(草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則

(昭和58年草津市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 市長は、助成対象者または保護者の同意に基づき、公簿等により助成対象者が受給資格の要件を満たすことを確認できるときは、前項に定める更新の申請があつたものとみなすことができる。

別記様式第1号様式中

「

氏名		
----	--	--

」を

「

氏名	
----	--

」に

改め、「被保険者証等を提示し被保険者等であることの確認を受ける際に、」および「添えて」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川渉

草津市規則第37号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市附属機関運営規則(平成25年草津市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1草津市緑の基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

ロクハ公園 プール検討委 員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選 出された者 (4) その他市長が必要と 認める者	建設部公園 緑地課
-----------------------	--	--------------

別表第2草津市緑の基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

ロクハ公園プー ル検討委員会	委嘱の日から調査審議した計画案 を市長に答申する日まで
-------------------	--------------------------------

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済み)

訓 令

草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月29日

草津市長 橋川渉

草津市訓令第1号

草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部を改正する訓令

草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程(令和元年草津市訓令第1号)を次のように改正する。

第1条中「以下同じ。」の譲渡の右に「または減築後もしくは解体後の土地の処分」を、「譲受人としての資格」の右に「(以下「譲渡資格」という。)」を加える。

第2条第1号中「改良住宅等管理要領(昭和54年建設省住整発第6号)第15第1項第5号、第6号および第8号」を「草津市改良住宅譲渡に関する基本方針第

4および第5」に改め、同条第2号中「改良住宅」を削る。

付 則

この訓令は、令和5年3月29日から施行する。

(令和5年3月29日掲示済み)

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川涉

草津市訓令第2号

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市事務決裁規程（昭和59年草津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「または専門員」を削り、同条に次の2項を加える。

6 主幹は、課長の命を受け、課長が定める相当高度な専門的な知識または技術を必要とする事務の遂行に当たり、所属職員を補佐する。

7 専門員は、課長の命を受け、課長が定める相当高度な専門的な知識または技術を必要とする事務の遂行に当たる。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市事務決裁規程等の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川涉

草津市訓令第3号

草津市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(草津市事務決裁規程の一部改正)

第1条 草津市事務決裁規程（昭和59年草津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表(1)共通決裁事項の表2事務の執行の部第20項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「、削除、目的外利用等の中止」を「および利用停止」に改め、第21項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

別表(1)共通決裁事項の表3行政手続の部第5項中「まちづくり協働部」を「まちづくり協働部長」に改める。

別表(2)個別決裁事項総務部の表契約検査課の部中

「

1 競争入札参加者に関する事務	1 競争入札参加資格の決定	○						物品の購入等の場合部長とする。
	2 入札参加者の処分の決定	○						

」を

「

(1) 重要なものの	1 競争入札参加資格の決定	○						物品の購入等の場合部長とする。
	2 入札参加者の処分の決定							
	(2) 軽易なもの		○					

」に

改める。